

デジタル業務 BPO による障がい者工賃向上事業業務委託基本仕様書

1 事業の目的

就労継続支援 B 型事業所（以下「B 型事業所」という。）の活動内容をデジタル業務へ転換することにより、高額な工賃の確保及び障がい者の経済的自立を実現する。

あわせて、障がい者がデジタル業務に係るスキルを取得することにより、福祉的就労から一般就労への移行拡大を図る。

2 事業の委託期間

委託期間は、契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

3 業務の内容

(1) デジタル業務のステップアップ研修

- ① 研修を実施するにあたり、参加者へのヒアリングやスキルチェック試験等により B 型事業所のデジタルスキルをデータベース化し、それを踏まえた研修とすること。
- ② 研修の実施方法及び時間数は、現地指導形式またはオンライン形式で計 60 時間程度実施することとし、参加者への個別指導とすること。
- ③ 研修は、実際に企業で発注しているレベルの業務について、高度な作業スキルの指導及び納品管理の方法を習得させ、B 型事業所の職員から利用者への業務に関する指導をサポートする内容とすること。必要に応じて、作業別の説明マニュアルを参加者に配布すること。研修後は、フィードバックミーティング等でフォローアップすること。
- ④ デジタルスキルを習得した参加者に対し、企業等が発注するデジタル業務の実務情報を提供すること。
- ⑤ 研修に係る B 型事業所からの問合せにメール等により対応すること。
- ⑥ 研修の時間数については、参加する B 型事業所の数、スキルや習熟などにより変動できるものとする。
- ⑦ 令和 5 年度から継続して参加する B 型事業所への対応に影響のない範囲で、令和 6 年度から新規に受講を希望する B 型事業所があれば、スキルチェック試験等によりデジタルスキルをデータベース化した上で、一定のスキルレベルに達していると認められる B 型事業所についてはステップアップ研修の参加対象者に加えるなどの対応を行うこと。

4 留意事項

- (1) 当該業務を実施するに当たり、事業計画書を作成し、すみやかに提出すること。
- (2) 業務を行う上で知り得た企業等や B 型事業所の情報等（個人情報を含む）について、守秘義務を遵守するとともに管理を徹底すること。また、業務委託終了後も同様とする。
- (3) 本業務委託の一部を第三者に委託する場合は、再委託ごとに、業務の内容、再委託先の概要及びその体制を明確にして、事前に一般社団法人山形県経営者協会と協議し、承認を得ること。
- (4) その他、仕様書に定めのない事項で、かつ業務遂行上必要となる事項については、その都度、一般社団法人山形県経営者協会と協議の上、決定すること。

5 仕様書の作成

仕様書は、基本仕様書及び選定事業者の企画提案書に基づき、一般社団法人山形県経営者協会と選定事業者が協議の上、作成する。